

イオンモール新利府 北館 南館 の届出概要について
(法第6条第2項 変更)

資料5

- 1 届出者 三井住友信託銀行株式会社
- 2 届出日 令和3年10月7日
- 3 店舗の名称 イオンモール新利府 北館 南館
- 4 店舗設置者 三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 大山 一也
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 5 店舗所在地 北館：宮城郡利府町利府字新屋田前5 外
南館：宮城郡利府町利府字新中道3丁目1-1 外
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) イオンリテール株式会社(北館) 24時間
その他の小売業者(北館) 午前8時から午後11時まで
核となる小売業者(南館) 午前8時から午後10時まで
その他の小売業者(南館) 午前9時から午後10時まで
(変更後) マックスバリュ南東北株式会社(北館) 24時間
その他の小売業者(北館) 午前8時から翌午前0時まで
すべての小売業者(南館) 午前8時から翌午前0時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 北館 24時間(屋上駐車場及び建物西側平面駐車場 午後11時から翌午前6時まで利用制限)
南館 午前7時30分から翌午前0時30分まで
(変更後) 北館 24時間(利用制限解除)
南館 24時間
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 北館 午前5時から午後9時30分
南館 24時間
(変更後) 北館 24時間
南館 24時間
- 7 変更する年月日 令和3年10月8日
- 8 事務手続き等
 - ・公告年月日：令和3年10月29日
 - ・縦覧期間：公告の日から令和4年2月28日まで(公告の日から4か月)
 - ・地元説明会：掲示
 - ・市町村等からの意見書提出期限：令和4年2月28日(公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限：令和4年6月7日(届出から8か月以内)

住民説明会の実施状況

※掲示により届出内容の説明を行ったため説明会は実施していない。

利府町の意見について

意見内容	設置者の回答内容
<p>1 変更しようとする事項について 営業時間の延長に伴い、深夜時における来店等により、交通量の増加や各種犯罪発生の危険性が高まると懸念されるため、防犯対策及び交通安全対策について必要に応じて町と協議されたい。</p>	<p>1 営業時間中は店舗スタッフだけではなく、警備員の配置等を計画的に行い、防犯や交通安全対策に努めて参りますので、必要に応じてご相談・協議を行わせて頂ければと存じます。 当施設としましても、これまで通りお客さまの安全安心を第一に考え施設運用を行って参ります。 →県の意見は不要</p>
<p>2 駐車場の騒音について 駐車場における騒音対策同様、夜間時でも視認できるアイドリング等告知看板の設置や交通注意喚起（施設内外を問わず交通ルールやマナーの遵守）の看板の設置について検討されたい。</p>	<p>2 駐車場のアイドリングストップについては館内放送による啓蒙や交通注意喚起につきましても、必要に応じて館内放送・看板設置も検討して参ります。 →県の意見は不要</p>
<p>3 その他 店舗敷地面積が広大であることから、店舗利用者以外の者の集合の場等とならないよう、警備員等による巡回強化など犯罪抑止対策について検討されたい。</p>	<p>3 防災センターに設置している監視モニター（館内外のカメラ）も活用し、また警備巡回により犯罪抑制に努めます。 →指針の対象外</p>
<p>4 開店時刻及び閉店時刻、駐車場を利用できる時間帯等の変更に伴う検討事項について (1) 青少年による万引き、喫煙、恐喝等の不良行為についての対策を御検討願います。 (2) 青少年や暴走族の溜まり場所とならないよう、駐車場及び敷地内の巡視等の対策を御検討願います。 (3) 暗闇や危険個所について防犯灯の設置等の対策を御検討願います。 (4) 保護者を伴わない小・中学生の夜間の来店に対し注意を払い、帰宅を促す等の対策を御検討願います。 (5) 青少年健全育成団体による店内外への巡回への協力を願います。</p>	<p>4 (1) 店舗スタッフや館内警備巡回の実施、また、警察官の巡回などを実施頂き対策を取って参ります。 (2) 防犯カメラによる監視や警備巡回により対策致します。 (3) 敷地内における危険個所については、安全対策を講じて参ります。 (4) 店舗スタッフによる声掛けや警備巡回による声掛けをしまして注意喚起を促すように参ります。 (5) 必要に応じて各学校の先生方による巡回を既に実施頂いておりますので、事前のご連絡を頂けましたら協力致します。 →指針の対象外</p>

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	三井住友信託銀行株式会社	
届 出 年 月 日	令和3年10月7日	
店 舗 名 称	イオンモール新利府 北館 南館	
所 在 地	北館：宮城郡利府町利府字新屋田前5 外 南館：宮城郡利府町利府字新中道3丁目1-1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	騒音対策として実施することとしている荷さばき車両のアイドリング禁止及び夜間のバックブザーの停止を徹底するとともに、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。	